

議 事 録

日 時	令和6年11月21日（木）18時00分～19時00分
場 所	文化センター 大研修室
参加者	県南農林事務所地域農業振興課長佐藤、JA 夢みなみ藤田、 農業委員会事務局長鈴木、係長白土、主事蓮見、課長補佐兼係長鈴木、 専門主査兼農政係長奥山、主事鈴木、主事金澤、主事小高、策定員鈴木
議 題	地域計画策定に係る説明会（中部地区）
熊倉地区、折口原・後原地区、真船地区、鶴生・高助・段の原地区、追原地区 1 耕作者出席数 27名 2 内容 ① 地域計画（素案）について 計画区域設定及び目標地図素案並びにスケジュール 資料1－1により説明（奥山係長） ・ 区域については、村内を「北部」「中部」「南部」に分ける。（資料1、P2） ・ 農業振興地域農用地区域の農地を計画に位置付ける。用途地域（市街化区域）を除外する。 ・ 多面的機能活動組織（熊倉どじょうこクラブ・真船ふるさとつくりたい・追原清流かじかの里）の計画を記載する。 ・ 地域内の農業を担う者として、認定農業者及び認定新規就農者を中心に、将来耕作面積を拡大する意向のある農業者等を位置付ける。 ・ 今後のスケジュール 2月上旬地域計画目標地図（案）の説明会実施 2月下旬地域計画（案）の公告（縦覧2週間） 3月地域計画の策定・公告 質問、意見等なし ② 令和7年4月以降の農地の貸借について 資料2により説明（鈴木局長） ・ 農業委員会での相対の農地の貸借については、令和7年3月までに決定されたものであれば、4月以降も有効である。但し、手続き上令和7年2月21日（金）までの受付分まで。 ・ 所有する全ての農地（10a未満の自作地除く）を貸し付けした場合は、税制の優遇措置が適用される。貸し付けた農地の固定資産税が1／2に軽減（10年以上の貸付で3年間、15年以上の貸付で5年間軽減） ・ 農地バンク手数料 出し手と受け手から賃料の1％相当の額（1契約当たり最低800円から最高8,000円） 質問 1. 農地の貸し借りを農地バンク経由でする場合、賃借料の設定についてはどうしたらいいか？ →基本的には、貸し手・借り手の話合いで検討の上、設定してもらう。 2. 農地の貸し借りの手続き・相談は役場に行けばいいのか？ →農地バンクの貸借については、役場・産業振興課にて対応する。 3. 貸し手が決まっていないが、農地バンクに申請できるか？ →現時点では、貸し手・借り手が決まってから申請になる。 4. 賃貸を10年契約した場合、相続等の理由により途中解約できるのか？ →お互いの同意があれば解約できる。 5. 賃借料を米（物納）で契約できるのか？ →契約時は金額の設定が必要だが、契約後金納の支払いを停止し、物納に変更することができる。	

6. 農地バンクの貸借で、トラブルがあった場合は仲介してもらえるのか？

→役場・産業振興課で対応する。

意見

- ・今後農家が減っていく中で、農業の維持・管理が大変になっていくので、関係機関（役場・農協・共済組合等）を集めて農家との話し合い・相談の場を設けてもらいたい。

3その他

現況地図を見ながら各自協議、検討。

以上